

# 学校いじめ防止基本方針



令和6年 4月

玖珠町立学びの多様化学校

## 1. 学校いじめ防止基本方針（基本方針策定の意義と内容）

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。それゆえに、全教職員が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、どんな些細なことでも見逃さずに、子どもと向き合っていくことが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童生徒の意識を育成することになる。また、学校でのすべての教育活動において、人権教育を根底に据え、教職員自身が、児童生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童生徒の人格のすこやかな発達を支援するという児童生徒観、指導観に立ち指導をすることも重要となる。

本校は、ここ数年増加傾向にある不登校児童生徒の状況を受け、対応策について論議を重ねた結果、今年度（令和6年）開校した学校である。児童生徒同士のつながりも今から始まっていく。人間関係を築いていく中で、お互いの価値観の相違や、お互いの理解不足から、様々な困難が起こりうることも予測される、しかし、いかなる状況においても、子どもの尊厳が守られ、いじめに向かわせないための未然防止を推進していかなければならない。さらに、たとえいじめが起きたとしても早期解決を組織としてすすめていかなければならない。

このような認識にたち、ここに、「学びの多様化学校いじめ防止基本方針」を策定する。

## 2. いじめとは

### （1）いじめの定義

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

【文科省「生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より】

この法律において「いじめ」とは、児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）より】

### （2）いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々の「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。

- ① いじめはどの児童生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。  
(けんかやふざけ合いに見えても、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する)
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめは被害者・加害者という二者択一の認識のみでなく、同一人物が被害者にも加害者にもなり得る場合がある。
- ⑥ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑧ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。

- ⑨ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となつて取り組むべき問題である。

### (3) いじめの集団構造と態様

#### ①いじめの構造

- 被害者・・・いじめられている子
- 加害者・・・いじめている子
- 観衆・・・いじめをはやし立て面白がっている子（いじめを強化する存在）
- 傍観者・・・見て見ぬふりをしている子（いじめを支持する存在）

#### ②いじめの態様

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なこと恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

#### ③いじめの背景

##### <家庭における要因>

- 基本的な生活習慣や生活態度が十分に身に付いていない。（思いやり、正義感、善悪の判断等）
- 家庭が「やすらぎの場」になっていない。
- 親子の間に心の通い合う場面が少ない。
- 親がしつけに不安を抱いている。
- 親が子どもと触れ合う機会が少ない。

##### <子どもの心理>

- ストレスが身体症状、行動面に表れやすい。
- 自尊心の傷つきを暴力、いじめで晴らす。
- 自己価値観に敏感である。→不安、いらいら、無気力、抑うつ

##### <学校における要因>

- 子どもと教師の信頼関係がうまく築けない。
- 学習に対する不安が大きい。
- 一部の子どものみが認められたり、評価されたりする。
- 何がよいか、悪いか、基準が明瞭でない。
- 安心・安全な場となり得ていない。

##### <地域社会における要因>

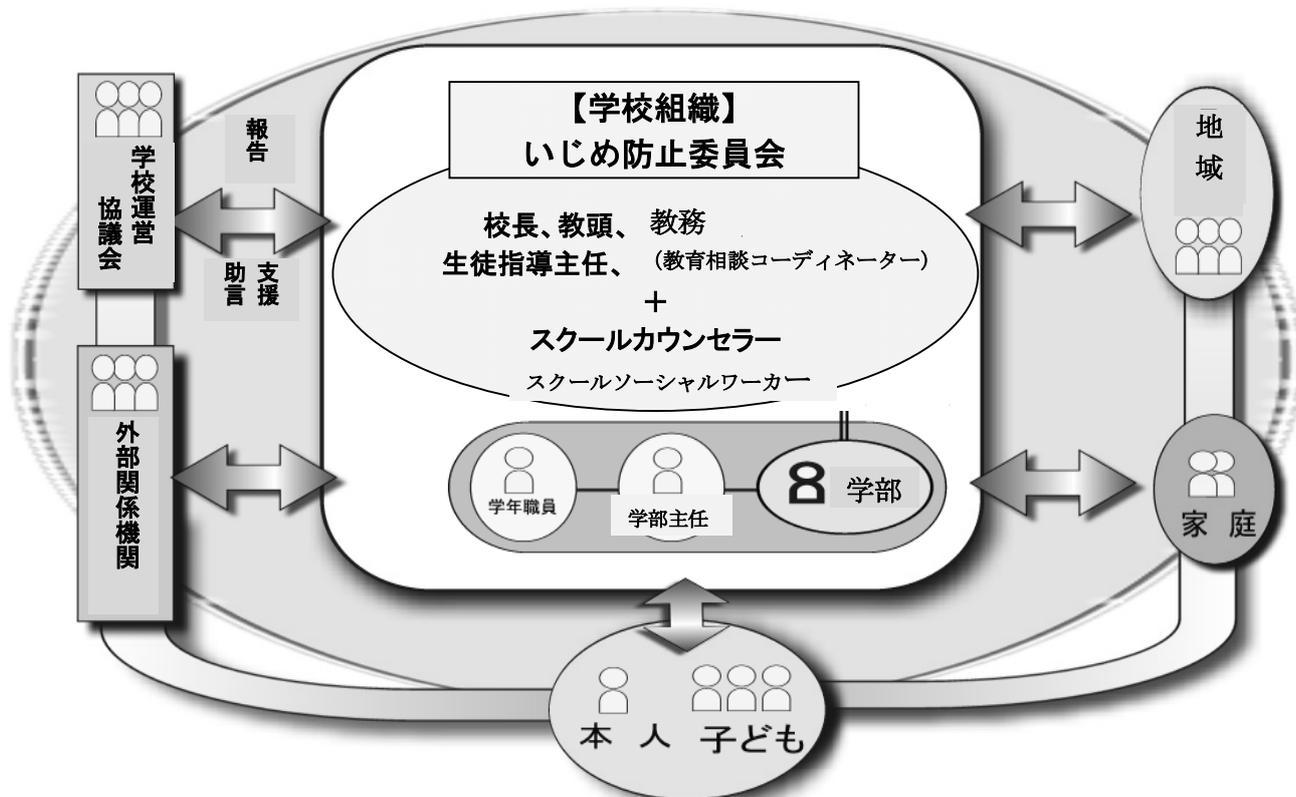
- 地域全体で子どもを育てるという意識が低下している。
- ゲーム等による遊びの孤立化等により、社会性が育ちにくい。
  - ・人間関係を築くルールや方法を十分に身につけられない。
  - ・人との関わりをおもしろさでカモフラージュする。

##### <社会全体の要因>

- 「いじめは絶対に許されない」という意識が不十分である。
- 社会全体に人間関係が希薄化してきている。
- 異質なものを排除しようという傾向が広く見られる。
- 道徳性のないテレビ番組が増えている。
- 大人の自己中心的でモラルを欠いた行動が、子どもたちに影響を与えていく。

### 3. いじめ防止の基本的な方向と取組

#### (1) 指導体制、組織体制



#### 【いじめ防止委員会の主な機能】

- ①学校のいじめ防止基本方針の作成と見直し
- ②年間指導計画の作成
- ③校内研修の企画・立案
- ④調査結果・報告等の情報の整理及び分析
- ⑤いじめが疑われる案件の事実確認及び判断
- ⑥効果的な対策の検討と全職員への周知及び共通理解
- ⑦配慮を必要とする児童生徒への支援
- ⑧職員の役割分担と家庭・地域・関係機関との適切な連携

- 校長を中心として、学校、家庭、関係機関が相互に密接な連携を図り、一体となったいじめ対策を推進する。
- 年度当初の学校運営協議会において、学校のいじめ防止基本方針を確認する。その後、定例で行われる本会において、いじめの状況の報告を行うとともに、必要に応じて助言・支援を仰ぐ。
- 保護者・地域住民などから通報を受けたとき、その他生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに当該生徒に係るいじめの事実の有無を確認し、その結果を月例報告等により玖珠町教育委員会に報告する。

## 玖珠町立学びの多様化学校「いじめ防止委員会」設置要綱

令和6年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第22条の規定に基づき、本校に設置するいじめ防止委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 委員会は、いじめがすべての児童生徒等に関する問題であることに鑑み、児童生徒等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするため、以下の各号に掲げる防止等に関する措置を行うものとする。

- (1) 学校のいじめ防止基本方針の作成と見直しに関すること（法第13条）
- (2) 年間指導計画の作成に関すること（法第15条および第16条）
- (3) 定期的な調査及び調査結果の整理及び分析に関すること（法第16条）
- (4) 相談体制の整備に関すること（法第16条3項）
- (5) 配慮を必要とする生徒等への支援に関すること（法第16条4項及び第23条4項）
- (6) 家庭・地域・関係機関等との適切な連携に関すること（法第17条）
- (7) 職員研修の企画・立案に関すること（法第18条2項）
- (8) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進に関すること（法第19条）
- (9) いじめが疑われる案件の事実確認及び学校の設置者への報告に関すること（法第23条2項）
- (10) いじめを受けた児童生徒等およびその保護者に対する支援及びいじめを行った生徒等に対する指導又はその保護者に対する助言に関すること（法第23条3項）

(委員)

第3条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者とする

- (1) 校長、教頭、教務、教育相談コーディネーター（生徒指導主任）、学部主任
- (2) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー
- (3) その他校長が必要と認める者

(会長、副会長)

第4条 委員会に、会長、副会長を置く

- 2 会長は、校長をもって充てる
- 3 会長は、会務を整理し、委員会を代表する
- 4 副会長は、会長が任命する
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時又は会長が欠けたときは、その職務を代理する

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる

(委員会の庶務)

第6条 委員会の庶務は、教頭が処理する

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(2) いじめ防止年間計画

月	防止委員会	生徒指導部	教務部	学校行事・生徒会	職員研修他
4月	定例会議 いじめ防止委員会の編成	いじめ防止基本方針についての保護者への説明と啓発		始業式・入学式	いじめ防止基本方針に対する共通理解 学部間の情報交換 学級開き
5月	定例会議	いじめアンケート実施・分析	学校運営協議会		いじめの実態の把握と解決に向けての取り組み
6月	定例会議	教育相談	学校評価アンケート実施・集約		
7月	定例会議		学校運営協議会 学校関係者評価	終業式	人権授業
8月	定例会議		学校運営協議会	始業式	いじめ対策に関する職員研修
9月	定例会議				子どもの変化の確認
10月	定例会議	いじめアンケート実施・分析		学校祭	いじめの実態の把握と解決に向けての取り組み
11月	定例会議	教育相談	学校評価アンケート実施・集約	探究旅行	
12月	定例会議		学校運営協議会 学校関係者評価	終業式	
1月	定例会議			始業式	子どもの変化の確認
2月	定例会議	いじめアンケート実施・分析	学校評価アンケート実施・集約		いじめの実態の把握と解決に向けての取り組み
3月	定例会議	教育相談	学校運営協議会 学校関係者評価	卒業式 修了式	記録の整理 進級する学年への引き継ぎ いじめ対策の見直し・次年度方針の作成

## 4. いじめ防止の措置

### (1) いじめの予防

いじめ問題において、「いじめが起こらない学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。児童・生徒たち・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な取組を計画・実施する必要がある。

特に、学校の教育活動全体を通じて対話活動を推進し、全ての児童・生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。さらに、対話の時間において、児童生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動や、校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動、子ども同士で悩みを聞き合う活動等、子ども自身の主体的な活動を推進する必要がある。

#### ① 教職員の気づきが基本

生徒たちの様子を知るためには、教職員の気づきが大切である。同じ目線で物事を考え、共に笑い、涙し、怒り、児童生徒たちと場を共にすることが必要である。その中で、児童・生徒たちの些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが求められている。

#### ② 実態把握の方法

生徒たちの個々の状況や学部、学校の状態を把握したうえで、いじめ問題への具体的な指導計画を立てることが必要である。そのためには、児童・生徒たち及び保護者への意識調査や学級内の人間関係をとらえる調査、生徒のストレスに対して心理尺度等を用いた調査等を実態把握の一つの方法として用いることも有効である。また、子たちの進級や進学、転学に際しては、教職員間や学校間で適切な引き継ぎを行う必要がある。

#### ③ かかわり合う集団を作る

主体的な活動を通して、児童生徒が自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「効力感」を感じとれる「心の居場所づくり」の取組が大切である。

児童生徒は、周りの環境によって大きな影響を受ける。児童生徒にとって、教職員の姿勢は、重要な教育環境の一つである。教職員が生徒に対して愛情を持ち、配慮を要する子どもたちを中心に据えた温かい学部経営や教育活動を展開することが、生徒に自己存在感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止のうえでの大きな力となる。

#### ④ 生徒と教職員との信頼関係の構築

児童生徒は、教職員の一挙手一投足に目を向けている。教職員の何気ない言動が、子どもたちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員は、児童生徒の良きモデルとなり、慕われ、信頼されることが求められる。

#### ⑤ 教職員の協力協働体制

温かい学部経営や教育活動を学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学部経営や授業、児童・生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気大切である。そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、児童生徒と向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進する

ことが必要である。

## ⑥ 人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを児童生徒に理解させることが大切である。また、児童生徒が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要がある。

## ⑦ 対話の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、対話の時間が大きな力を発揮する。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものでありいじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切になる。

児童生徒は、対話を通して仲間とシェアしたい思いを自由に発言し、互いの思いをわかり合う時間として充実させることが重要である。

## ⑧ 効力感（自己有用感や自己肯定感）を育む

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。その中で、「こんなに認められた」「人の役にたった」という経験が、生徒を成長させる。また、教職員の子どもたちへの温かい声かけが、「認められた」と自己肯定感につながり、生徒は大きく変化する。

人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道徳教育、また、様々なかかわりを深める体験教育を充実させることは、豊かな心を育成する重要なポイントである。

## ⑨ 開かれた学校づくり

### ○学校運営協議会の開催

地域・保護者の代表からなる学校運営協議会を充実させ、各委員に学校運営に参画してもらうとともに、学校と地域をさらにつなげることが必要である。

### ○テトルでの発信

学校から、随時学校の様子を配信する。

### ○インターネットの活用

学校の情報を掲載したホームページを作成し、定期的に更新していくことにより誰でも自由にその情報を得ることができるようにするとともに、そのことに対する意見や要望を電子メールによって把握することが求められる。

### ○オープンスクール

月一度オープンスクールを設け、保護者や地域の人に授業や学校行事を積極的に公開していくことが求められる。

### ○家庭や地域、関係機関等との連携

いじめ等の課題は、学校のみですべてを解決しようとするのではなく、家庭や地域、関係機関等と共同して解決を図る姿勢が求められる。

## ⑩特に配慮が必要な生徒への対応

○発達障がいを含む、障がいのある生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の生徒の障がいの特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該生徒のニーズや特性専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。

○海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの

差からいじめが行われることがないように、教職員、児童生徒、保護者等の外国人生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

- 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障がいや性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
- 災害により避難している児童生徒（以下「被災児童生徒」という。）については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。
- 上記の児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- いじめが「発生してから対応する事後対応」から「問題が発生しにくい環境を醸成する未然防止」という考えの下、全ての児童生徒の健全な社会性を育むことにより、被害者を守るという意味の未然防止策ではなく、加害者にさせないという意味での未然防止対策を推進する。

## （２）早期発見

### ①基本的考え方

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童生徒の情報交換を行い、情報を共有することが大切である。

なお、指導に困難を抱える学級や学校では、暴力を伴わないいじめの発見や早期対応が一層難しくなる点に注意する。また、例えば暴力をふるう児童生徒のグループ内で行われるいじめ等、特定の児童生徒のグループ内で行われるいじめについては、被害者からの訴えがなかったり、周りの児童生徒も教職員も見逃しやすかったりするので注意深く対応する必要がある。

### ② いじめの早期発見のための措置

学校は、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。また、保護者用のいじめチェックシートなどを活用し、家庭と連携して児童生徒を見守り、健やかな成長を支援していくことも有効である。児童生徒及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、児童生徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検すること、保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知することが必要である。なお、教育相談等で得た、児童生徒の個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱う。

定期的なアンケートや教育相談以外にも、いじめの早期発見の手立ては、休み時間や放課後の雑談の中などで生徒の様子に目を配ったり、個人ノートや生活ノート等を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりすることなどが考えられる。なお、これらにより集まったいじめに関する情報についても学校の教職員全体で共有することが必要である。

### ③いじめの早期発見のチェックポイント

- 顔色が悪く、元気がない。
- 遅刻・欠席が増える。
- 時々涙ぐんでいる。
- おどおどしている。
- 下を向いて視線を合わせようとしない。
- 体の不調を頻繁に訴える。
- 友だちに悪口を言われても言い返さないで愛想笑いをする。
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている。
- 発言すると友だちから冷やかされたり皮肉を言われたりする。
- 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする。
- 学習用具がそろわない。
- 教科書やノートが破れたりなくなったりしている。
- 一人でいることが多い。
- 教職員の近くにいたがる。
- 食べ物にいたずらされる。
- 他の子どもの机から少し離して食事をしている。
- 食事の量がへったり、食べなかったりする。
- 好きな食べ物を他の子どもにゆずる。
- 一人で掃除をしている。
- いつも雑巾がけやゴミ捨ての当番になっている。
- 電話が頻繁にかかる。不自然な電話がある。
- 最近親にまわりつくことが多くなった。
- 家族が話しかけるといやがることもある。
- 視線を合わせなくなってきた。
- お金の使い方が荒くなった。
- あまり見慣れないものを持っていたり身につけていたりする。
- 最近元気がなく、挨拶をしなくなった。
- 持ち物を壊されたり、かくされたりする。
- 服に靴の跡がついていたり、破れていたりする。
- 持ち物や机、ロッカーなどに落書きをされる。
- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる。
- 手や足にすり傷やあざがある。
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない。
- 理由もなく成績が突然下がる。
- 不必要なお金を持ったり、友だちにおごったりする。
- クラス写真・集合写真などで、撮影時の様子が不自然である。

あなたの学部に、いじめにつながる原因はありませんか？

- 放課後、誰かの机、いす、靴が乱れている。
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする。
- 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げなどを行っている。
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない。
- 自由にグループ分けをさせると特定の子どもが残る。
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある。
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる。

- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある。
- 特定の子どもの気を遣っている雰囲気がある。

あなたのクラスにいじめがあるか？

- 他の子どもに対し威嚇する表情をする。
- グループで行動し他の子どもに指示を出す。
- 特定の子どものみ強い仲間意識を持つ。
- 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉を使う。
- ずるいところがある。
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている。
- 他人は自分より幸せそうだと思っている。
- 多くのストレスを抱えている。
- 教職員の言動を素直に受け取らない。
- 教職員によって態度を変える。
- あからさまに、教職員の機嫌をとる。

そんなクラスの状況に対して一学期あなたはきちんと対応できましたか？

- いじめは人権侵害であり、絶対に許さないという話をしましたか。
- 毎日、子ども一人一人の表情に気を配っていますか。
- 子どもの服装や素振りの変化に気を配っていますか。
- 机の並びや掲示物、教室内のゴミなどに気を配っていますか。
- 日々の学校生活の問題を取り上げ、人としての善悪について考えさせていますか。
- 子どもの様子から少しでもいじめが疑われる時には、忙しくても優先して行動していますか。
- 悩んだとき、一人で抱え込んでいませんか。
- いじめのことで保護者と連絡を取るとき電話だけですませていませんか。
- 地域での体験などを通して、自分の存在意識を考えさせていますか。
- 地域からの情報を得る機会を積極的につくっていますか。

### (3) いじめの対応

#### ①基本的な考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

#### ②いじめの発見・通報を受けたときの対応

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つことが必要である。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」に直ちに情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに被害・加害生徒の保護者に連絡する。

学校や学校の設置者が、いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず

ず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。

なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

### ③ いじめられた生徒又はその保護者への支援

いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた児童生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた児童生徒の安全を確保する。

あわせて、いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童生徒を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。

いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行うことが大切である。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

### ③ いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、適切に、児童生徒に対して懲戒を加えることも考えられる。

ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せ一方向的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

### ④ いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学部全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

いじめの解決とは、加害児童生徒による被害児童生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童生徒と加害生徒を始めとする他の児童生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。全ての児童生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが望まれる。

## ⑥地域や家庭との連携について

学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。例えば、学校、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会を活用したりするなど、地域と連携した対策を推進する。

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

## 5. ネット上のいじめへの対応

### ① 掲示板等への誹謗・中傷等への対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

早期発見の観点から、学校の設置者等と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。また、児童生徒が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。

パスワード付きサイトや SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていくことが必要である。

### ② 「ネット上のいじめ」への対応

掲示板やブログ、プロフ等への誹謗・中傷の書き込みなどの「ネット上のいじめ」が児童生徒や保護者等からの相談などにより発見された場合は、児童生徒等へのケアを行うとともに、被害の拡大を防ぐために、次に示す手順で、書き込みの削除を迅速に行う必要がある。

ア 「ネット上のいじめ」の発見／児童生徒・保護者等からの相談

学校が「ネット上のいじめ」の事案を把握するのは、児童生徒や保護者からの相談であることが多い。積極的に「ネット上のいじめ」を発見する取組として、家庭や地域、教育委員会、関連企業等と連携して、「ネットパトロール」を行うことが考えられる。

イ 書き込み内容の確認

誹謗・中傷等の書き込みの相談が児童生徒・保護者等からあった場合、その内容を確認する。その際には、書き込みのあった掲示板等のURLを控えるとともに、書き込みをプリントアウトするなどして、内容を保存するようにする。

掲示板等の中には、パソコンから見るできないものも多くある。その場合は、携帯電話から掲示板等にアクセスする。プリントアウトが困難なため、デジタルカメラで撮影するなどして内容を保存する。

#### ウ 掲示板等の管理者に削除依頼

掲示板等のトップページを表示し、「管理者へのメール」や「お問い合わせ」と表示されているところを探す（ページの下の方にあることが多い）。該当箇所をクリックすると、管理者にメールを送ることができるページが表示される。そのページに、件名、内容等の事項を書き込んで、「送信ボタン」を押して送信すると、管理者にメールが届くようになっている。なお、削除依頼の方法は、それぞれの掲示板等によって異なるので、先に「利用規約」等に記載されている削除依頼方法を確認する必要がある。

#### エ 掲示板等のプロバイダに削除依頼

掲示板等の管理者に削除依頼しても削除されない場合や、管理者の連絡先が不明な場合などは、プロバイダ（掲示板サービス提供会社等）へ削除依頼を行う。

#### オ 削除依頼しても削除されない場合

管理者やプロバイダへの削除依頼をしても削除されない場合は、送信した削除依頼メールに不備がなかったか内容を確認し、不備があった場合には、必要な情報を追加し、削除依頼メールを再送する。（削除が必要なURLや書き込みNo.などの記載がなかったために、削除されていない場合もある。）それでも削除されない場合は、警察や法務局・地方法務局に相談するなどして、対応方法を検討する。

### ③児童生徒への指導のポイント

児童生徒が、掲示板等への誹謗・中傷の書き込みを行う「ネット上のいじめ」の被害者や加害者とならないために、次のポイントを踏まえ、生徒全体に対して指導を行うことが重要である。

- 掲示板等に誹謗・中傷の書き込みを行うことは、いじめであり、決して許される行為ではない。
- 掲示板等への書き込みは、匿名で行うことができるが、書き込みを行った個人が特定される。特に、書き込みが悪質な場合などは、犯罪となり、警察に検挙される場合もある。
- 掲示板等を含めインターネットを利用する際にも、利用のマナーがあり、それらをしっかりと守ることにより、インターネットのリスクを回避することにつながった事例がある。

### ④保護者への啓発と家庭・地域との連携

「ネット上のいじめ」については、学校だけの取組だけでなく、学校と家庭や地域が連携・協力し、「ネット上のいじめ」の予防と、早期発見・早期対応へ向けた取組を行う必要がある。そのためには、携帯電話の利用に関する危険性と子どもたちの携帯電話の利用の実態について保護者が理解し、「ネット上のいじめ」の実態等について子どもと話し合い、携帯電話の利用に関して家庭におけるルールづくりを行っていく必要がある。

保護者が携帯電話へのフィルタリングの設定が、「ネット上のいじめ」を予防する点で有効な場合もあることを理解し、子どもの携帯電話へのフィルタリングの設定を行うことも重要である。

学校においては、入学式の際の保護者への説明会や保護者会などの機会を捉えて、「ネット上のいじめ」の実態や、家庭での取組の重要性について呼びかけていく必要がある。学校での携帯電話の取扱いに関する方針について、あらかじめ保護者に説明し、理解を得ることで、その後の指導をスムーズに行うことが可能になる。また、保護者への啓発に関する取組を行う場合には、e-ネットキャラバン（総務省が文部科学省と通信関係団体と連携して実施）や、非行防止教室・サイバーセキュリティカレッジ（都道府県警が実施）、インターネット安全教室（経済産業省がNPOと協力

して実施)などを活用することも効果的である。

## 6. 重大事態への対処

### ①重大事態の発生と調査について

重大事態の意味は、法第28条がいう「いじめにより」とは、各号に規定する生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。また、法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
  - 身体に重大な傷害を負った場合
  - いじめによる長期欠席
  - 金品等に重大な被害を被った場合
  - 精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定される。

児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態ととらえる必要がある。学校又は教育委員会は、重大事態の意味をふまえ、個々のケースを十分把握したうえで重大事態かどうかを判断し、報告・調査等に当たる。また、重大事態にかかわる調査を行うときは、第三者の参加による調査の公平・中立性の確保を求めている。

### ②重大事態が発生場合は、以下の流れで迅速かつ適切な対応をとる。

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は重大事態の発生を玖珠町長に報告する。学校が行った調査の結果は、玖珠町教育委員会に報告する。

### ③関係機関との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、躊躇することなく所轄警察署と連携して対応する。

### ④報道機関への対応

報道機関等の取材がある場合は、市町村教育委員会の指導を受けながら、管理職を中心に窓口を一元化して、「いじめ対策(調査)委員会」等で確認した事実に基づき、誠実・迅速・正確・公平な姿勢で対応する。

### ⑤いじめ対策委員会の設置要綱

いじめ対策委員会の設置要綱等については、教育委員会の定めによる。

